

エジプト特許庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 EG. I

略語のリスト

- 国内官庁： エジプト特許庁
- Law： 知的所有権保護に関する2002年エジプト法第82号
- Regulations： 知的所有権保護に関する2002年法律第82号施行規則

指定（又は選択）官庁 E G	エジプト特許庁	概 要 E G
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	P C T第22条(1)に基づく期間 : 優先日から30か月 P C T第39条(1)(a)に基づく期間 : 優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (P C T規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	ー 個人及び研究機関 EGP 800 ー 従業員10人以下の企業 EGP 1,000 ー 従業員10人を超える企業 EGP 1,500	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語	
要求される翻訳文 ¹	P C T第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びP C T第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 P C T第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない	
国内手数料	通貨：エジプト・ポンド (EGP) 特 許： 出願手数料 ¹ ... EGP 150 0 ² 2年目の年金 ... EGP 20 2 ² 10 ³ 3年目の年金 ... EGP 40 4 ² 20 ³ 審査手数料 ¹ ... EGP 17,000 0 ² 実用新案： 出願手数料 ¹ ... EGP 100 0 ² 2年目の年金 ... EGP 20 2 ² 10 ³ 3年目の年金 ... EGP 40 4 ² 20 ³	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	上述した「国内手数料」に国内手数料の減額が記載されている	

[次頁に続く]

1 P C T第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 学生が出願する場合に適用される。

3 個人が出願する場合に適用される。

E G	エジプト特許庁（続き）	E G
国内官庁の特別の要件 （P C T規則51の2） ⁴	発明者の氏名及び住所が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び住所⁵ 国際出願の翻訳文3通⁶ 国際出願日の後に出願人の名称又は名義変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類 国際出願日の後に出願人が変更された場合には、国際出願の譲渡証 出願人がエジプトに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に登録されている弁理士又は特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（P C T規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

4 P C T第22条又は第39条(1)に基く期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

6 国内官庁の通知の日から6か月以内に提出しなければならない。

国内段階の手続

EG. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式を用意している。この様式を使用することが望ましい。

PCT Art. 46

EG. 02 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

EG. 03 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書EG. I に概説されている。

Law Art. 6

EG. 04 発明者

7 発明者の氏名及び国籍の表示は要求され、遅くとも国内段階移行時に提出しなければならない。発明者が所属している公共又は私的機関の活動の一部として発明された場合、雇用者は、発明を実施するか、又は発明者に公正な報酬を支払い特許を取得するか、いずれかを選択することができる。ただし、特許付与の通知日から3箇月以内に選択しなければならない。すべての場合、発明は発明者に帰属する。

Law Art. 16

EG. 05 審査請求

実体審査の請求のために特別の様式は要求されないが、審査手数料を全額支払わなければ実体審査は行われぬ。国内官庁は、発明の新規性、進歩性及び産業上の利用可能性、並びに法律の規定に従っているかを確認するために、特許出願及び添付書類を審査する。

Regulations Art. 52

EG. 06 委任状

別個の委任状で代理人を選任しなければならない。出願人がエジプトの居住者でない場合には、通知、書類及び提出物が送付されるエジプト特許代理人を選任する。

PCT Art. 28

EG. 07 出願の補正及びその時期

41

Regulations Art. 19

20

21

国内官庁は、受取確認付の書留郵便による通知で、法律若しくは規則の規定に従うよう出願を補正又は完成することを出願人に求めることができる。出願人が通知から3箇月以内に要件を充足しなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。出願のみなし取り下げの決定通知から30日以内に、国内官庁の決定に対する審判を審理するために設立された特別委員会に審判を請求することができる。出願人は法律の規定に基づき出願の許可公告が行われる前であれば、国際出願の補充又は訂正を行うことができるが、発明の主題の範囲を拡張しないことを条件とする。

Law Art. 11

EG. 08 年金

Regulations Art. 34

年金は第2年度から特許保護期間の満了まで支払う（附属書EG. I 参照）。国内官庁は年金の支払期日の30日前に関係当事者に通知する。出願人が期日までに支払わなければ、年金額の7%相当の割増料が課される。支払期日から1年間、年金又は割増料が支払われない場合、発明について与えられた権利は失効し、発明は公の所有物となる。

Law Art. 13

EG. 09 出所についての宣言

Regulations Art. 3.3

出願が植物若しくは動物生物材料、又は伝統的な医療、農業、工業若しくは工芸知識、又は文化的若しくは環境の遺産についての発明に関するものであれば、発明者は、国内法の規定に従い正当な方法でその材料を取得した出所を利用した旨を証明する宣誓書を添付する。

Law Art.	13	EG. 10 生物材料の寄託
Regulations Art.	3.4	出願が生物材料についての発明に関するものであれば、出願人は、当該生物材料の性質、特徴及び用途を特定するために必要なすべての情報を含む伝統的な科学的ルールに従ってその生物材料を開示し、科学調査担当大臣の決定によって認められた研究機関に生体試料を寄託し、寄託が行われた旨の証明書を提出する。
Law Art.	13	EG. 11 先の出願についての情報
Regulations Art.	3.1	出願人はいかなる場合であっても、同一の発明又は対象について外国で過去に行われた出願に関する完全なデータ及び情報であって、当該出願についての決定を含むものを提出する。
Regulations Art.	14 to 17	EG. 12 見 本 発明の種類に応じて、国内官庁は見本を提出するよう出願人に求めることができる。
PCT Art.	25	EG. 13 P C T 第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。
PCT Art.	24(2) 48(2)	EG. 14 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
Law Art.	36 37	EG. 15 審 判 管轄大臣の決定によって設立された委員会は、法律の規定に基づき出願について国内官庁が行った決定に対する審判を審理する権限を有する。委員会の決定に対して、国内官庁又は利害関係人は、決定通知の日から60日以内に行政裁判所に上訴することができる。
Law Art.	27	EG. 16 裁判所 行政裁判所は、特許決定に関する上訴を審理する管轄権を有する。
Law Art.	29 30 31	EG. 17 実用新案 出願人は国内段階移行時に、実用新案又は特許のいずれを出願するのか選択する。選択は国内段階移行様式の対応するチェック欄に記入することによって行う。
Law Art.	29	EG. 18 出願変更 国内官庁は、発明が新規であるが進歩性が欠落していることを発見した場合、特許出願を実用新案出願に変更するよう希望するか否かを出願人に確認しなければならない。国内官庁は、実用新案出願が進歩性を有していることを発見した場合、これを特許出願に変更することができる。

手 数 料

(通貨：エジプト・ポンド)

特許出願手数料	150 ¹
実用新案出願手数料	100 ¹
実体審査手数料	17,000 ¹
特許出願の閲覧又は謄本入手	100
審判手数料	250
特許付与の異議請求	500

	特 許 ²	実用新案 ²
年 金：		
－ 2 年目	20	20
－ 3 年目	40	40
－ 4 年目	80	80
－ 5 年目	100	100
－ 6 年目	150	150
－ 7 年目	200	200
－ 8 年目	250	250
－ 9 年目	300	—
－10年目	350	—
－11年目	400	—
－12年目	500	—
－13年目	600	—
－14年目	700	—
－15年目	800	—
－16年目	900	—
－17年目	1,000	—
－18年目	1,000	—
－19年目	1,000	—
－20年目	1,000	—

遅延支払の場合には各年について7%の割増料を伴う。

優先権回復手数料

－個人及び研究機関	800
－従業員10名未満の企業	1,000
－従業員10名以上の企業	1,500

手数料の支払方法

手数料は、エジプト・ポンド建てで、現金又は小切手によって支払う。

1 学生はこの手数料の支払が免除される。

2 年金は、学生について10%、個人又は従業員10人以下の企業について50%減額される。